

東近江行政組合事務局設置条例

平成3年3月1日
滋賀中都地域行政事務組合条例第1号

改正 平成10年3月12日 条例第1号
平成16年3月8日 条例第1号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を分掌させるため事務局を置く。

(平16条例1・一部改正)

(委任)

第2条 この条例の施行について、必要な事項は規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 中部地域消防組合救急医療事務局設置条例(昭和52年中部地域消防組合条例第5号)を廃止する。

付 則 (平成10年3月12日条例第1号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

付 則 (平成16年3月8日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。